

奈良県いじめに気付き子どもを見守るためのシステム（なら子ども見守りシステム）
運営要領

奈良県教育委員会

1 趣旨について

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、本県においてはいじめの積極的認知を進め、いじめの認知件数は増加傾向にある。各学校においては、いじめの積極的認知と併せていじめの解消に向けた取組が進められているが、未だにいじめを背景とする深刻な事態の発生は後を絶たない。

そこで、県教育委員会は、毎年実施しているいじめに関するアンケート等と併せて、奈良県いじめ対策連絡協議会会長代理である大阪教育大学戸田教授とともに、県教育委員会の「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」をもとに、いじめの兆候と考えられる子どもの様子17項目を3水準（別紙参照）に整理し、継続的な観察から気になる子どもの様子を教員間で共有できるWEBアプリケーションを開発し、子どもを見守ることができるよう、「奈良県いじめに気付き子どもを見守るためのシステム」（以下、「なら子ども見守りシステム」という。）を構築する。いじめの未然防止、早期発見・早期対応に資するよう、「なら子ども見守りシステム」を各学校で運営することにより、さらに丁寧

2 運営開始日について

令和5年6月1日から

※令和5年6月1日から令和5年8月31日までは先行地域での実施期間とする。

3 対象となる学校について

県内公立小学校・義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校小学部

※先行地域での実施校

令和5年度学ぶ力育成実践研究事業実施校である11市町村（橿原市、桜井市、御所市、葛城市、平群町、川西町、三宅町、河合町、大淀町、下市町、東吉野村）の12小学校・義務教育学校（前期課程）で先行実施する。

4 運営方法について

日々の児童の様子からいじめのサインを積極的に把握し、継続的にWEBアプリケーションに記録することにより、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、児童の些細な変化に気付き見守りにつなげる。

①子どもの観察と情報共有

- ・県教育委員会が実施する「いじめに関するアンケート」「人権を確かめ合うアンケート」や各市町村や学校等で実施するいじめに関する調査の結果と併せて、教員が日々の学校生活において3水準の17項目を目安とし、児童の様子を観察し、気付いたことをWEBアプリケーションに記録する
- ・WEBアプリケーションに記録された児童の様子を教員間で共有し、気になる児童に対する見守りと会議等での検討、日々の指導・支援に生かす

②3つの水準に対する対応

- ・記録された児童の様子は3つの水準により、概ね次のように対応する
- 水準1……週1回程度学年等で情報共有し、当該児童に対する見守りや支援を実施
管理職は学校全体の状況についてWEBアプリケーションで確認し、必要に応じた対策を実施

水準2・3……いじめ対策委員会等でいじめに該当する事案かどうかを協議

- 【いじめと認知した場合】 ○事案経過記録の入力
 - 重大事態に該当するかの調査
 - 校長から市町村教育委員会へ報告
- 【いじめと認知しなかった場合】 ○いじめ以外の要因を検討
 - 見守りの継続

※水準3の場合は、調査委員会を設置するなどの対応が必要である。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育研究所教育支援部が別に定める。

附則 この要領は令和5年6月1日から実施する。

(別紙)

児童を観察する3水準の17項目

水 準	項 目
<p>水準1 【いじめかもしれないが、その他の理由かもしれない】</p>	<ul style="list-style-type: none">・下校時刻が近づくと、表情がさえなくなる・授業中にぼうっとすることがある・休み時間に自学級以外の児童と過ごすことが多い・昼食を食べ残すことが増えた・周囲の人の言動に過敏に反応する
<p>水準2 【いじめの可能性が大きい】</p>	<ul style="list-style-type: none">・登下校時、他の子の持ち物を持たされていることがある・持ち物や衣服が不自然に汚れていることがある・授業中におどおどした態度をとることがある・自分を卑下する（自虐的な）言動が見られる・休み時間に一人で過ごすことが多い・教科書等が破れている・登校を渋ることがある
<p>水準3 【いじめ重大事態の可能性が大きい】</p>	<ul style="list-style-type: none">・授業中の発言を周囲に冷やかされる・休み時間に職員室や保健室にいることが多い・靴や持ち物がなくなることがある・顔や身体にあざがある・持ち物等に落書きをされたり、壊されたりすることがある